

令和5年5月2日

保護者の皆様

旭川市立西御料地小学校
校長 佐藤 聖士

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育活動等について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃から、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、5月8日付けで、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改訂されたことを受け、教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止しながら、次のような対応をいたします。下記内容をご確認いただき、本校の教育活動等へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、内容等の変更の際には、改めてお知らせいたします。

記

1 平時から求められる感染症対策と健康指導について

- (1) 児童が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、指導を行います。そのために、持ち物として次のものを指導します。
 - ①清潔なハンカチ・ティッシュ
 - ②(必要に応じて) マスクやマスクケース
- (2) 学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことが基本となりますが、基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童もいたりすることから、マスクの着脱を強いることのないように留意します。
- (3) 学校では、次のことに取り組みます。
 - ①健康観察を通じて児童の健康状態の異変や兆候等を把握します。ただし、これまでのような健康観察表等での体温などの記録提出は求めません。児童が学校で答えられるよう、登校前に児童の体調についてご確認をお願いいたします。
 - ②常時換気に努めますが、難しい場合には、休み時間毎に窓を開けて換気を行います。
 - ③登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食(昼食)の前後などに、流水と石けんで丁寧に手洗いをします。
 - ④咳エチケット(咳・くしゃみをする際、飛沫を飛ばさないようにハンカチやティッシュなどを使って口や鼻をおさえる等)の指導をします。
 - ⑤清掃活動は、前後に十分手洗いをするように指導し、日常的に清潔な空間を保つように取り組みます。

※免疫力を高めるためには、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」が大切となります。ご協力をお願いいたします。

2 感染流行時における感染症対策について

- (1) 地域や学校での感染が流行している場合には、教職員がマスクを着用したり、児童に着用を促したりする場合があります。その場合も着用を強いることのないように留意します。
- (2) 地域や学校での感染が流行している場合には、活動の性質上、「身体的距離を確保する」「対面や大声での発生や会話を控える」等の措置をします。その場合も換気を組み合わせるなど現場の状況に応じて柔軟に対応します。
- (3) 地域や学校での感染が流行している場合には、各教科や領域等で「感染リスクの比較的高い学習活動」の実施に当たって場面に応じて一時的に(2)の対策を講じます。

【各教科等共通】

「児童が対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」

【理科】「児童がグループで行う実験や観察」

【音楽】「児童が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

【図画工作】「児童が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

【家庭】「児童がグループで行う調理実習」

【体育】「組み合ったり接触したりする運動」

- (4) 地域や学校での感染が流行している場合には、学校行事の実施についても(2)の対策の他、参加者への手洗いや咳エチケットの推奨等、アルコール消毒薬の設置等、可能な範囲で間隔を空ける呼びかけ等、ICTを活用し密を避ける等の工夫を行う場合があります。
- (5) 地域や学校での感染が流行している場合には、給食の前後に手洗いの指導を十分すると共に飛沫を飛ばさないように指導します。その他、一時的に(2)の対策を講じることもあります。
- (6) 地域や学校での感染が流行している場合には、少年団活動の指導者・責任者の方へ(2)の対策を講じていただくようお願いをします。指導者・責任者が活動状況を十分確認して対応いただきますようご理解ください。

3 出席停止等の取扱いについて

- (1) 5月8日以降は濃厚接触者の特定は行われません。これまで濃厚接触者となっていた場合でも登校することができます。登校に不安がある場合は学校にご相談ください。場合によっては出席停止として扱います。
- (2) 地域や学校の感染状況、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があり、児童生徒を登校させることに不安がある場合はご相談ください。合理的な理由がある場合は出席停止として扱います。
- (3) 児童本人がワクチンの接種(任意)を受けるために欠席(遅刻・早退)する場合や副反応により発熱など一般的な風邪で見られる症状が出て欠席する場合、出席停止として扱います。

4 その他

- ・ご不明な点がありましたら、教頭(65-0157)までご連絡ください。